

《様式1》

定期監査（土木部）に伴う改善要望事項の措置状況（再確認）

監査の概要

送付日	令和 4年 2月25日	整理番号	0329-0333
1 監査種別	定期監査（令和元年度）		
2 監査の対象期間	平成31年 4月 1日～令和 2年 1月31日		
3 監査の実施期間	令和 2年 3月23日～令和 3年 2月 5日		
4 監査結果報告日	令和 3年 3月18日		
5 改善通知受理日	令和 3年 8月25日		
6 通知後確認発送日	令和 4年 2月25日		
7 改善再通知受理日	令和 4年 3月25日		
8 監査対象団体・部局	土木部（一部）		

改善措置状況通知受理後の状況確認について

1. 改善通知：1 路線バス運行支援事業費補助金について [所管：交通政策課]

C 改善措置状況報告後の状況確認事項

- (1) 改善措置状況において、「事業完了日から 20 日以内に実績報告書提出」としていたが、事業完了日（令和 3 年 9 月 30 日）における実績報告書の提出状況について
- (2) 改善措置状況において、「持続可能なバス運行計画 毎月 1 回開催される大和交通検討委員会にオブザーバーとして同席し、持続可能なバス運行計画の検討に参画しています。また、補助路線の周辺地域（大和団地以外）へは、各自治会及びコミュニティに必要な情報の共有を行い、周知を図っています。今後は、令和 3 年 9 月 1 日より、4 年 10 月からの本格運行を見据えた試験運行を開始し、引き続き、持続可能な地域の実情に応じたバス運行計画を検討していきます。」とされていたが、現在までの経過及び検討状況について

D 改善措置状況報告後の状況（報告者記入欄）

- (1) 事業完了日（令和 3 年 9 月 30 日）より 20 日以内である、10 月 20 日付で実績報告書の提出をバス事業者より受理しました。今後も引き続き、適正な事務処理に努めます。
- (2) 持続可能なバス運行計画につきましては、令和 4 年 10 月からの本格運行を見据え、3 年 9 月 1 日より試験運行を開始しました。
 また、市民や事業者など交通関係者が一同に会する川西市地域公共交通会議を 3 年 11 月 5 日、4 年 1 月 27 日及び 3 月 22 日に開催しました。同会議では、持続可能なバス運行計画について協議しており、補助路線の一部周辺地域を代表する住民もオブザーバーとして参画しています。3 月 22 日開催の同会議では、委員及び 3 地区コミュニティ代表者は、4 年 10 月からのバス運行計画案について概ね合意しており、引き続き、詳細について検討してまいります。
 なお、補助路線の周辺地域における各自治会及びコミュニティに対して、同会議での協議内容等の情報提供を行い、周知を図っています。

《様式1》 定期監査（土木部）に伴う改善要望事項の措置状況（再確認）

2. 改善通知：3 駐車場土地使用負担金に係る事務処理について [所管：交通政策課]

C 改善措置状況報告後の状況確認事項

改善措置状況において、当該負担金に関連する一部の決裁文書が定期監査実施において所在不明であることが判明したことに對し、「令和2年度に文書管理システム・ファイル基準表・ネットワークドライブ内のフォルダ構成の整合を図り、文書管理の適正化に努めました。3年度からは、各担当者と文書等取扱主任とが相互に連携して、ファイル基準表を適切に運用し、年度終了時には、文書の所在を確認のうえ、保管及び保存します。また、課員一人一人が文書管理の重要性を再認識し、文書等取扱規程に則って、文書等管理者及び文書等取扱主任を中心に、適切な文書管理を行ってまいります。」としていたが、現在の文書の保管及び保存の状況について。また、2年度に行った文書管理の適正化を踏まえた3年度終了時の文書の保管及び保存について

D 改善措置状況報告後の状況（報告者記入欄）

文書の保管につきましては、課内のファイリングシステムにおける第1ガイド、第2ガイド及び個別フォルダの名称等を、文書管理システム、ファイリングロッカー及びネットワークドライブ内のフォルダで統一しました。これにより、文書管理システムによる文書の検索が可能になりました。

また、電子決裁を推進する取組みの中で、交付文書等の控えを保存する方法についても、コピーではなく、PDFデータでの保存に取り組むとともに、個人管理による文書の紛失を防ぐため、年度終了時に手持ちの書類を再確認するよう、課員全員に注意喚起を行っております。

今後、年度内に新たに発生する文書につきましても引き続き管理を徹底するとともに、令和3年度終了時には、文書管理システムで紙決裁及び紙電子併用決裁のリストを作成し、紙フォルダの中身と突合のうえ、文書等取扱規程に基づいた文書の廃棄及び引継ぎを行うことで、適切な管理に取り組めます。

《様式1》 定期監査（土木部）に伴う改善要望事項の措置状況（再確認）

3. 改善通知：5 道路占用及び法定外公共物使用許可手続きについて [所管：道路管理課]

C 改善措置状況報告後の現状確認事項

改善措置状況において、「令和2年度末に占用期間の期限を迎える道路占用及び法定外公共物（平成28年度許可分）につきましては、定期監査による指摘後すぐに本年度更新が必要な物件を占用台帳から抽出し、継続案内を一斉送付いたしました。継続申請が提出されたものから、順次、更新許可書を交付しております。3年度末に占用期間の期限を迎えるもの（平成29年度許可分）につきましては、4年2月末日までに継続（更新）申請いただけるよう、同年1月中に継続案内を発送する業務スケジュールを決め、条例に基づいた事務手続きを行ってまいります。」としていたが、占用期間の期限を迎える道路占用及び法定外公共物の事務手続きの進捗状況について

D 改善措置状況報告後の状況（報告者記入欄）

令和3年度末に占用期間の期限を迎えるもの（平成29年度許可分）につきましては、更新が必要な物件を占用台帳（Excel データ）から抽出し、4年1月31日付で継続案内を26件送付いたしました。

その内、道路占用継続案内は、既に継続申請が提出済である3件分を除いた16件の占有者に対して送付し、3月24日現在、10件分について継続申請を受理し更新許可書を交付しております。

残りの法定外公共物使用継続案内は、既に継続申請が提出済である1件分を除く10件の使用者に対して送付し、3月24日現在、8件分について継続申請を受理し更新許可書を交付しております。

なお、未申請者に対しては、早期の申請を促すため引き続き連絡をとってまいります。

《様式1》 定期監査（土木部）に伴う改善要望事項の措置状況（再確認）

4. 改善通知：6 道路占用料及び法定外公共物使用料徴収事務について 【所管：道路管理課】

C 改善措置状況報告後の現状確認事項

改善措置状況において、(1) 督促状発送事務について「令和3年度につきましては、4月30日付けで道路占用料及び法定外公共物使用料の請求通知を発送いたしましたが、領収確認ができていないものは、市税外収入金徴収条例第2条に基づき、納期限（同年5月20日）経過後20日以内に督促状を発送いたしました。なお、後期分につきましても、納期限（同年11月20日）経過後20日以内に督促状を発送する予定としており、条例に基づいた事務手続きを行ってまいります。」としていたが、後期分の督促状発送及び納付状況について

D 改善措置状況報告後の状況（報告者記入欄）

道路占用料及び法定外公共物使用料後期分の内、領収確認ができていないものは、納期限（令和3年11月20日）経過後20日以内である12月10日付で督促状（法定外公共物使用料2件分）を発送いたしました。

現時点においては、法定外公共物使用料及び督促手数料ともに収納済です。

《様式1》 定期監査（土木部）に伴う改善要望事項の措置状況（再確認）

5. 改善通知：7 街路灯維持負担金（電気料金）に係る負担協定について [所管：道路管理課]

C 改善措置状況報告後の現状確認事項

改善措置状況において、「現状に合わせた契約内容に変更するため、変更契約書の案を作成し、変更契約書（案）をビルの管理会社に送り、管理組合と調整を行ってもらうよう依頼をしています。管理会社には幾度となく連絡を取っており、早急に変更契約が行えるように対応します。」としていたが、街路灯維持負担金（電気料金）に係る負担協定の契約（点灯時間の変更及び支払期日）の現在の状況について

D 改善措置状況報告後の状況（報告者記入欄）

令和3年4月当初から本市で変更協定（案）を作成し、負担協定を締結しているビルの管理会社に送付し、ビルの管理組合から変更協定に関する締結印を頂くよう依頼してきました。

毎月、管理会社に数回連絡しましたが、コロナ禍において密を避けるため、管理組合での総会が開けず新理事長の印がもらえないなど、様々な理由から変更協定が締結できないとの説明を管理会社から受け、前回の措置状況報告時（8月25日時点）には変更協定ができていませんでした。

しかし、その後、9月12日に変更協定を締結するに至りました。